

明治三十八年法律第六十三号

外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法

第一条 裁判所ハ外国裁判所ノ嘱託ニ因リ民事及刑事ノ訴訟事件ニ関スル書類ノ送達及証拠調ニ付法律上ノ補助ヲ為ス

法律上ノ補助ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ヲ管轄スル区裁判所ニ於テ之ヲ為ス

第一条ノ二 法律上ノ補助ハ左ノ条件ヲ具備スル場合ニ於テ之ヲ為ス

一 嘱託カ外交機関ヲ經由シタルモノナルコト

二 書類送達ノ嘱託ハ送達ヲ受クヘキ者並其ノ国籍及住所又ハ居所ヲ記載シタル書面ヲ以テ為シタルモノナルコト

三 証拠調ノ嘱託ハ訴訟事件ノ当事者、証拠方法ノ種類、取調ヲ受クヘキ者ノ氏名国籍及住所又ハ居所並取調ヲ要スル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ為シ仍刑事ニ付テハ其ノ事件ノ要旨ヲ記載シタル書面ヲ添付シタルモノナルコト

四 日本語ヲ以テ作成セサル嘱託書及其ノ関係書類ニハ日本語ノ翻訳文ヲ添付スルコト

五 嘱託裁判所所属国カ受託事項施行ノ為要スル費用ノ弁償ヲ保証シタルコト

六 嘱託裁判所所属国方同一又ハ類似ノ事項ニ付日本ノ裁判所ノ嘱託ニ因リ法律上ノ補助ヲ為シ得ヘキ旨ノ保証ヲ為シタルコト

第二条 条約又ハ之ニ準スヘキモノニ前項ノ規定ト異ル規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第三条 受託事項カ他ノ裁判所ノ管轄ニ属スルトキハ受託裁判所ハ嘱託ヲ管轄裁判所ニ移送スヘシ

附 則 (昭和十三年三月二十二日法律第一七号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス